

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社増岡組	広島県広島市中区鶴見町4-25

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年3月27日から令和5年9月26日まで（6カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社増岡組の使用人が、広島県が発注した県立高校改修工事に関し、令和5年2月22日、同県職員への贈賄などの容疑で逮捕された。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第3項「茨城県外の公共機関の職員に対する贈賄による逮捕等」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第3項 イ 使用人が茨城県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から6カ月以上9カ月以内

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	茨城県森林組合連合会	茨城県常陸大宮市宮の郷2153-23

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年3月27日から令和5年4月16日まで（3週間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

茨城県森林組合連合会は、令和5年2月21日、本市発注の逆川緑地外ナラ枯れ被害木駆除業務委託において、水戸市森林公園のナラ枯れ被害木の伐採作業中、安全管理措置の不適切により、伐採木の切断元が作業者に当たり、左足腓骨を骨折する事故を生じさせた。

5 短期加重の概要

茨城県森林組合連合会は、本市発注の逆川緑地外ナラ枯れ被害木駆除業務委託において、令和4年4月13日から令和4年4月26日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から1年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第79条第1項の規定により、入札参加資格停止期間の短期加重措置とした。ただし、当初の入札参加資格停止期間が1カ月に満たないため、1.5倍の期間とする。

6 入札参加資格停止理由

契約規程第75条第1項別表第3第6項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第6項 ア 安全管理の措置の不適切により工事関係者を負傷させたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	青木あすなる建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年3月27日から令和5年6月26日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

青木あすなる建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法（以下「法」という。）第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13項「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13項 イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内

令和5年3月27日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社セイコー	茨城県水戸市鯉淵町4295-11

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年3月27日から令和5年4月26日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社セイコーは、令和5年3月23日に執行した「大足地区農業集落排水処理施設汚泥収集・運搬業務委託」において落札者となったが、令和5年3月24日付けで契約辞退届が提出された。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第14項 ウ ア及びイに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内